

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

① 法人名称	学校法人徳洲会
② 設置大学名称	湘南鎌倉医療大学
③ 担当部署	総務部
④ 問合せ先	0467-38-3100 (soumu@sku.ac.jp)
⑤ 点検結果の確定日	2025年9月19日
⑥ 点検結果の公表日	2025年10月1日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.sku.ac.jp/information/">https://www.sku.ac.jp/information/</a>
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明
該当なし	

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明
該当なし	

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学の理念、教育目的等は本学のホームページに掲載して、広く社会に公表している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	教育目的を実現するために学部・研究科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、教学マネジメントの確立を図っている。学部においては、自己点検・評価に基づき見直しを行い、学修者本位の教育の質向上を図っていくこととしている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	教学組織の権限と役割の明確化は学則により、学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督することとしており、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学部長は、学部に関する校務をつかさどることとしている。 また、教授会は、学長が次の事項（学生の入学・卒業、学位の授与、教育課程の編成など）を決定するに当たり意見を述べることとなっており、これらの権限と役割は明確になっている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	各種委員会の委員は教員と職員で構成されており、運営においても教職協働の体制が確保されている。また、理事会及び評議員会に付議する事項等を審議する幹部会は理事長、学長、業務執行理事、学部長、研究科長等に加え事務局長はじめ各部長等事務局職員で構成され、大学運営に関わる重要事項の審議に参画している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学の人材育成方針に沿って、教育・研究・社会貢献・運営別に求める能力を定義し、目標達成のために教職員を対象に行われる研修型のプログラムをFD・SDマップとして策定し、これに基づき毎年度研修を企画実施し、教職員の資質向上を図っている。

#### 原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性	学校法人徳洲会の3つのビジョンの推進を基本戦略として、中期ビジョン、重点項目、アクションプランごと

のある計画の策定	に 2025 年から 5 年間の中期事業計画を策定している。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	進捗状況については、各委員会等で毎年度末に達成状況を確認のうえ、理事会等関係会議を経て、事業報告書として取りまとめ、大学ホームページに掲載し公表している。

### 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の理念、教育目的等に基づき、多様化に対応できる高度な知識・技術を身につけた人材を育成し、看護師・保健師として地域へ輩出している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「知の拠点」として、市民向けの「公開講座」の開催、地域住民と教職員、学生が交流する「みんなの保健室」の開催、神奈川県との協定に基づく「高校への出張授業」、学生のボランティア活動等社会貢献・地域連携を推進している。

### 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学は医療系大学であり、多機能トイレ、ストレッチャーの搬送も考慮したエレベータを設置している。また、こころのケアは学生相談室が担っている。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事 7 名中 2 名、評議員 8 名中 3 名の女性を登用している。

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	令和 7 年 4 月 1 日施行の「寄附行為」で、理事選任のための選任機関を設置するとともに、選任方法、資格・構成を明記し、人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしている。理事長及び業務執行理事は、3 月に 1 回以上、自己の業務の執行上状況を理事会に報告することとしており、結果については議事録を作成し、透明性の高い運営を行っている。また、法人業務

	等重要事項については評議員の意見等を尊重することとしており、協働体制を確立している。
<b>実施項目 3-1③</b>	<b>説明</b>
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会等において大学に関わる様々な情報提供、時宜に応じた研修を実施している。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

<b>実施項目 3-2①</b>	<b>説明</b>
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	令和7年4月1日施行の「寄附行為」で、監事の資格及び選任方法を明記し、理事会が提案した候補者の中から、評議員会の決議により選任している。会計監査人も同様な方法で選任し、共に選任過程は透明性を確保している。
<b>実施項目 3-2②</b>	<b>説明</b>
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	本学の内部監査規程で、内部監査室長等は内部監査の実施により監事及び会計監査法人による監査の補完を行うとともに、監事及び会計監査人と連携、協力して、法人の監査の効率的な実施に努めなければならないとしている。この規程に基づき毎年度三様監査を実施し、監事監査計画書、内部監査報告書等を報告するなど連携して監査機能を実質化している。
<b>実施項目 3-2③</b>	<b>説明</b>
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会等において大学に関わる様々な情報提供を行っている。また、理事会における研修参加とともに文科省主催の学校法人研修会の案内等を行っている。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

<b>実施項目 3-3①</b>	<b>説明</b>
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	令和7年4月1日施行の「寄附行為」で、評議員の選任方法、資格、構成、職務等を明記し、選任過程は透明性を確保している。
<b>実施項目 3-3②</b>	<b>説明</b>
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項は、事前に理事会の承認を得て通知している。諮問機関として監視・牽制する立場から、理事会における業務執行状況、事業計画、予算案、決算報告等の事項について報告を受け、重要事項の決定を行う際は、決議又は意見を述べることとしており、協働体制は確立されている。
<b>実施項目 3-3③</b>	<b>説明</b>
評議員への情報提供・	評議員会等において、大学の様々な情報提供、情報共有

研修機会の充実	を図っている。
---------	---------

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人徳洲会危機管理規則を整備し、火災・災害、事件・事故等に対応するマニュアルを備え、教育・研究に支障がないよう対応しており、現在、事業継続計画の策定を進めている。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人徳洲会内部統制システム整備の基本方針の制定、学校法人徳洲会コンプライアンス推進規程の整備とともに教職員と学生の行動規範を定め、法人の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の獲得と向上に資することとしている。

### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	社会に対する説明責任等を果たすため、法令に則った情報の公開を推進している。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学のホームページの利用を中心として、検索方法、内容の分かりやすさを工夫し、本学の活動状況が広範なステークホルダーに届くよう努めている。

### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明